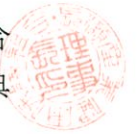


第647号

平成28年7月14日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



規程の改正について

次の規程について添付の通り平成29年1月1日付で改定いたしますので、
公告します。

改正する規程 ： 健康保険被保険者証管理規程

以 上

新旧条文対照表

新	旧
<p>第4条 被保険者証を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする</p>	<p>第4条 被保険者証を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする</p>
<p>第6条 被保険者証の発行業務は健康保険組合にて行い、「発行管理簿」によりその内容を記録する。</p>	
<p>(交付) 第7条 第6条により発行された被保険者証は、健康保険組合から事業主を経由または直接被保険者に交付する。</p>	
<p>(再交付) 第8条 被保険者証は所定の手続きにより再交付する。 なお、再交付事由が先に交付した被保険者証との差替えによらない場合は、被保険者証1枚につき千円を被保険者から徴求する。 2. 前項の規程にかかわらず、紛失理由が天災・人災等やむを得ない事由で生じたと常務理事が判断した場合は、再交付手数料は徴収しないものとする。</p>	
<p>(無効証及び廃棄処分) 第9条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者等は第一面に無効表示を行った後、廃棄するものとする。</p>	<p>(無効証及び廃棄処分) 第6条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者等は第一面に無効表示を行った後、廃棄するものとする。</p>
<p>附則 この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>	